

(第 1 回)・最終) 変更契約の内容

契約変更年月日	令和8年4月17日
契約業者名	富士島建設株式会社
契約業者の住所	山梨県韮崎市富士見三丁目7番29号
工事の名称	R7釜無川左岸西八幡護岸工事
工事場所	山梨県甲斐市西八幡地先
工事種別	一般土木
工事概要	・河川土工 1式 ・護岸基礎工 1式 ・法覆護岸工 1式 ・取付工 1式 ・根固め工 1式 ・構造物撤去工 1式 ・仮設工 1式 ・共通仮設費 1式
工期（自）	令和8年5月7日
工期（至）	令和9年3月26日
契約金額	103,180,000 円(税込み)
変更金額	1,463,000 円(税込み)
変更後の契約金額	104,643,000 円(税込み)
変更理由	本工事は、『「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について（令和8年2月17日付け国会公契第14号、国官技第451号、国営管第423号、国営計第150号、国港総第612号、国港技第97号、国空予管第1372号、国空空技第504号、国空交企第361号及び国北予第26号）』に基づく対応が可能な工事である。 令和8年3月23日付けで請負業者より上記特例措置通知に基づく変更の請求があったため、工事請負契約書第62条に基づき協議を行い、変更契約を行うものである。